

庁舎等清掃業務（兵庫陸運部）一式
（電子入札案件）

入 札 説 明 書

令和8年2月

国土交通省神戸運輸監理部

入札説明書

「庁舎等清掃業務（兵庫陸運部）一式」に係る入札公告に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 峰本 健正

2. 調達内容

(1) 件名及び数量 件 名 庁舎等清掃業務（兵庫陸運部）一式

(2) 調達等案件の仕様 仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法

① 入札は総価で行う。

② 入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 本案件は証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

(6) 入札保証金及び契約保証金 予算決算及び会計令第77条第2号及び第100条の3第3号により免除。

3. 競争参加資格

(1) 次の各号に該当しない者であること。

① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」B、C又はD等級に格付けされ近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。
（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (7) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (8) 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

4. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- ① 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
- ② 〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎
神戸運輸監理部総務企画部会計課

(2) 入札説明書等の問い合わせ先

- ① 入札説明書に関する問い合わせ等
神戸運輸監理部総務企画部会計課 TEL：078-321-3143
- ② 仕様書に関する問い合わせ等
神戸運輸監理部総務企画部会計課 TEL：078-321-3143
- ③ 入札説明会 開催しない。

5. 入札及び開札

以下に記載の提出書類等は、押印を省略することができる。押印を省略する場合は、本件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。また、入札書の押印を省略する場合は、それに加え、封皮に「押印省略」と記載すること。

(1) 入札参加申請等

- ① 入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）を電子調達システムを用い、**令和8年3月3日（火）12時00分**までに提出すること。ただし、電子調達

システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願（別紙様式2）を4.（1）②の場所に前記期限内に提出し、発注者の承諾を得たうえで、紙入札方式により本件入札への参加を認めることとする。

② 一般競争入札参加資格確認申請書には、確認書（別紙様式4）、誓約書（別紙様式5）及び競争参加資格格付けを証明する書類「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを添付すること。

③ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する者が代理人である場合においては、代理人は入札参加申請書を提出する前に期間委任状（別紙様式3-1）又は都度委任状（別紙様式3-2）に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名し、上記4.（1）②の場所まで持参しなければならない。

なお、入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

④ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、発注者が電子調達システムにより証明書等審査結果通知書を発行するまでの間（紙入札方式による入札者にとっては、開札日の前日までの間）において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（2）入札書の提出方法等

① 電子調達システムによる参加者は、当該システムの所定の方法により締切りまでに提出すること。

② 紙入札方式による参加者は、入札書（別紙様式6）を作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「**3月5日開札（庁舎等清掃業務（兵庫陸運部）一式）**」と朱書し、入札時刻までに上記4.（1）②に示す場所に提出すること。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

（ア）記名押印（押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載）を欠く入札

（イ）金額を訂正した入札

（ウ）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（エ）その他入札に関する条件に違反した入札

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（5）入札書の提出期限

① 電子調達システムによる入札の締切りは**令和8年3月5日（木）10時00分**

② 紙による入札の場合は、封印した入札書を入札日（**令和8年3月5日（木）10時00分**）に入札会場において入札箱に投函すること。

(6) 開札

- ① 開札は紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 紙入札方式による入札者は、入札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。
ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3. の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
 - (ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
 - (イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
 - (ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ ②（ウ）の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 電子調達システムにて証明書等を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その容量が3MBを超える場合にあっては、紙により

作成し、入札の締切りまでに上記4. (1) ②に示す場所まで持参すること。(上記5. (1) ②に示す書類についても同様に、上記5. (1) ①の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限までに郵送又は持参すること。)

- ・一太郎(2009形式以下で保存したもの)
- ・Microsoft Word(Word2019形式以下で保存したもの)
- ・Microsoft Excel(Excel2019形式以下で保存したもの)
- ・PDFファイル
- ・画像ファイル(PNG形式、JPEG形式又はGIF形式)

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書3通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 違約金に関する特約条項 要

(6) 支払条件

支払については、納入検査終了後、受託者からの請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。

(7) 入札者は、業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任又は下請けすることを禁止する。

(8) 異議の申し立て

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 落札決定及び契約の締結について

この入札に係る落札決定及び契約の締結は、この調達に係る令和8年度の予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

(10) 人権尊重に係る取り組みについて

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。